

別表第1 (第5条、第9条関係)

行為の種類	図書	明示すべき事項
1 条例第11条第1項第1号又は第2号、条例第16条第1項第1号又は第2号、条例第20条第1項第1号又は第2号に掲げる行為 (建築物等の新築、増築、改築又は移転、外觀の変更)	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況及び建築物等の現況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 配置図	ア 方位及び縮尺 イ 敷地の境界 ウ 土地の高低 エ 届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量 キ 外溝施設の位置及び材料 ク 広告塔又は広告板の位置
	(3) 平面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 間取り
	(4) 立面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、設備機器、ひさし等の位置及び形状 ウ 仕上げ材料及び色彩 エ 広告塔又は広告板の位置、形状及び色彩
	(5) 外部仕上げ表	仕上げ材料及び色彩
	(6) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
2 条例第11条第1項第3号又は第5号、条例第16条第1項第3号又は第5号、条例第20条第1項第3号又は第5号に掲げる行為 (土地の区画形質の変更、鉱物の掘採又は土石の類の採取)	(1) 付近見取図	1の項の(1)に同じ
	(2) 現況平面図及び断面図	ア 方位及び縮尺 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	(3) 計画平面図及び断面図	ア 方位及び縮尺 イ 行為地の境界 ウ 行為後の土地の高低 エ 行為後の法面、擁壁その他構造物の位置、種類及び規模 オ 行為後の土地の利用計画及び緑化の方法 カ 行為中における周囲の道路等からの遮へいの方法
	(4) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
3 条例第11条第1項第4号、条例第16条第1項第4号、条例第20条第1項第4号に掲げる行為 (屋外における物品の集積又は貯蔵)	(1) 付近見取図	1の項の(1)に同じ
	(2) 現況平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量
	(3) 計画平面図及び断面図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 集積又は貯蔵の位置及び形状 エ 周囲の道路等からの遮へいの方法
	(4) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
4 条例第11条第1項第6号、条例第16条第1項第6号、条例第20条第1項第6号に掲げる行為 (木竹の伐採)	(1) 付近見取図	1の項の(1)に同じ
	(2) 計画図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 カ 伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量 キ 行為後の土地の利用計画及び緑化、植栽の方法
	(3) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
5 共通	その他町長が必要と認める図書	

備考 現況写真は、カラー写真とする。

別表第2（第8条関係）

行為の種類	図書	明示すべき事項
1 条例第25条第2項第1号又は第2号に掲げる行為 (建築物等の増築、改築、移転又は除却、外観に係る部分の過半の変更)	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況及び建築物等の現況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 配置図	ア 方位及び縮尺 イ 敷地の境界 ウ 土地の高低 エ 届出に係る建築物等及び既存建築物等の位置 オ 敷地に接する道路の位置及び幅員 カ 植栽樹木の位置、種類、高さ及び数量 キ 外溝施設の位置及び材料 ク 広告塔又は広告板の位置
	(3) 平面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部の位置 ウ 間取り
	(4) 立面図	ア 縮尺及び寸法 イ 開口部、設備機器、ひさし等の位置及び形状 ウ 仕上げ材料及び色彩 エ 広告塔又は広告板の位置、形状及び色彩
	(5) 外部仕上げ表	仕上げ材料及び色彩
	(6) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
2 条例第25条第2項第3号、条例第30条第2項第1号に掲げる行為 (木竹の伐採)	(1) 付近見取図	1の項の(1)に同じ
	(2) 計画図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 行為地の境界 ウ 土地の高低 エ 行為地に接する道路の位置及び幅員 オ 既存の木竹の位置、種類、高さ及び数量 カ 伐採する木竹の位置、種類、高さ及び数量 キ 行為後の土地の利用計画及び緑化、植栽の方法
	(3) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
3 条例第25条第2項第4号、条例第30条第2項第2号に掲げる行為 (所有権の移転)	(1) 理由書 (2) 所有権移転後の維持管理及び継承に関する計画書	
4 条例第25条第2項第5号に掲げる行為 (組織の解散、行事の中止)	(1) 理由書 (2) 行為後の処分に係る計画書	
5 共通	その他町長が必要と認める図書	

備考 現況写真は、カラー写真とする。

別表第3 (第11条関係)

行為の種類	図 書	明 示 す べ き 事 項
1 条例第34条第1項に掲げる行為 (屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件の新設、変更、改造又は移転)	(1) 付近見取図	ア 方位及び縮尺 イ 道路 ウ 目標となる地物 エ 行為の場所 オ 付近の土地利用状況及び建築物等の現況 カ 現況写真の撮影位置及び方向
	(2) 配置図	ア 方位、縮尺及び寸法 イ 敷地の境界 ウ 届出に係る屋外広告物等及び既存建築物等の位置 エ 敷地に接する道路の位置及び幅員
	(3) 立面図	ア 縮尺及び寸法 イ 届出に係る屋外広告物等及び既存建築物等の高さ等の位置及び形状 ウ 敷地に接する道路の位置
	(4) 構造図	ア 縮尺及び寸法 イ 広告塔又は広告板の色彩及び意匠、形状、材料及び構造等
	(5) 現況写真	行為地及びその周辺の状況
	(6) その他町長が必要と認める図書	

備考 現況写真は、カラー写真とする。